

# 2006年度税制改正、 主要項目の新旧比較表

制度調査部  
齋藤 純

国会提出された税制改正法案をもとに

## 【要約】

2006年度税制改正法案が国会に提出された(「所得税法等の一部を改正する等の法律案」(2月3日)、「地方税法等の一部を改正する法律案」(2月7日))。

2006年度税制改正では、役員報酬・賞与に係る損金算入要件の見直し、株式交換・移転税制の見直し、会社法の制定に伴う税制上の対応など、様々な改正が行われる(適用時期は項目ごとに異なるため、本稿では触れていない)。

本稿では、改正法案をベースに、主要な改正項目を新旧比較表にまとめた。

2月3日、「所得税法等の一部を改正する等の法律案」が国会に提出された。この法案は2006年度税制改正の内容を盛り込んだもので、次の法律の改正又は廃止により構成されている。また、2月7日には「地方税法等の一部を改正する法律案」も国会に提出されている。

- 所得税法の一部改正
- 法人税法の一部改正
- 相続税法の一部改正
- 地価税法の一部改正
- 登録免許税法の一部改正
- 消費税法の一部改正
- 酒税法の一部改正
- たばこ税法の一部改正
- 自動車重量税法の一部改正
- 国税通則法の一部改正
- 国税徴収法の一部改正
- 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正
- 租税特別措置法の一部改正
- 経済社会の変化等に対応して早急に構すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の廃止

法案の内容は、基本的に、「平成18年度税制改正大綱」(2005年12月15日、与党)や「平成18年度税制改正の要綱」(2006年1月17日、閣議決定)をベースとしたものだが、この法案により明らかになった点もある。次ページ以降の比較表は、今回の法案をもとに、主な改正点を法人・個人ごとに整理したものである。

なお、より詳細な点については、政令及び省令の公布を待つ必要がある。



## 【法人関連の主要改正項目】

	改正前	改正法案
役員報酬・賞与に係る課税の見直し	<p>役員報酬については、あらかじめ定められた支給基準に基づいて、一月以下の期間を単位に定期的に反復又は継続して定額が支給されるもの(定期の給与)については、原則として損金算入を認める。</p> <p>役員賞与は、損金不算入。</p>	<p>役員に対して支給する次の給与は損金算入を認める。</p> <p>支給時期が一月以下の一定期間ごとであり、かつ、各支給時期における支給額が同額である給与(定期同額給与)</p> <p>所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で一定の要件を充たすもの</p> <p>同族会社以外の法人が業務執行役員に支給する利益連動給与で、その算定方法が、報酬委員会での決定等の適正な手続を経ており、かつ、有価証券報告書への記載等によりその内容が開示されていること等一定の要件を充たすもの</p>
株式交換・移転に係る課税		
(1)組織再編税制の組入れ	<p>以下の組織再編については、包括的に課税方法を規定(組織再編税制)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併</li> <li>・会社分割</li> <li>・現物出資</li> <li>・事後設立</li> </ul> <p>適格組織再編の場合は、被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人が保有する資産等に係る譲渡益課税を繰り延べる。</p>	<p>組織再編税制に株式交換及び株式移転を組み込む。</p> <p>新たに「適格株式交換」及び「適格株式移転」を定義。</p>
(2)完全子法人となる法人の保有資産の時価評価	<p>規定なし(株式交換・移転に際して、完全子法人となる法人の保有資産について時価評価されることはない)</p>	<p>「適格株式交換」又は「適格株式移転」に該当しない株式交換・移転が行われた場合は、完全子法人となる法人が保有する一定の固定資産等について時価評価を行う。</p>
(3)完全子法人となる法人の株主に係る課税	<p>完全子会社となる法人(特定子会社)の株主に、完全親会社となる法人(特定親会社)の株式が交付された場合、原則として、特定子会社株式の譲渡が行われたものとみなし譲渡益課税を行う。</p> <p>ただし、特定親会社から交付を受ける資産のうち、特定親会社株式の占める割合が95%以上であるなど一定の条件を充たす場合には、課税を繰り延べる。</p>	<p>完全子会社となる法人(特定子会社)の株主に、完全親会社となる法人(特定親会社)の株式が交付された場合、原則として、特定子会社株式の譲渡が行われたものとみなし譲渡益課税を行う。</p> <p>ただし、特定親会社から交付を受ける資産が特定親会社株式のみである場合には、課税を繰り延べる。</p>
非適格合併の取扱い		<p>非適格合併、非適格分割、非適格現物出資等により、被合併法人、分割法人、現物出資法人から資産又は負債の移転を受けた場合、移転を受けた資産及び負債の時価純資産価額と移転の</p>

		<p>対価の額との差額を、「資産調整勘定」又は「負債調整勘定」に計上する(資産調整勘定及び負債調整勘定は5年間で償却する)。</p> <p>次の場合には、一定額を負債調整勘定に計上する(負債調整勘定は一定の事由が生じた場合に減額する)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非適格合併等に伴い、被合併法人等から引継ぎを受けた従業員について退職給与債務引受けをした場合</li> <li>・非適格合併等に伴い、被合併法人等から移転を受けた事業に係る将来の債務(一定のものに限る)で、合併法人等がその債務の履行に係る負担の引受けをした場合</li> </ul>
ストック・オプション		
(1)付与法人側での損金算入	付与法人側でストック・オプションの価値分を損金算入することは認められない。	<p>権利行使時に被付与者において給与所得等として課税される場合(=税制非適格)に限り、役務提供の対価として発行したストック・オプションに係る費用を損金として扱う。</p> <p>被付与者側で給与所得等として課税される事由が生じた日に、役務の提供を受けたものとする。</p>
(2)適格ストック・オプションの付与対象者	<p>税制適格ストック・オプションの付与対象者は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権発行会社の取締役又は使用人</li> <li>・新株予約権発行会社の子会社の取締役又は使用人</li> </ul>	左記の税制適格ストック・オプションの付与対象者に「執行役」を追加する。
試験研究費に係る税額控除	<p>「増加試験研究費に係る税額控除」と「試験研究費の総額に係る税額控除」との選択制。</p> <p>「増加試験研究費に係る税額控除」では、当期の試験研究費と比較試験研究費との差額に対して15%の税額控除を認める。</p> <p>「試験研究費の総額に係る税額控除」では、試験研究費の総額に対して8~10%(2006年3月31日までに開始する事業年度においては、10~12%)の税額控除を認める。</p>	<p>「増加試験研究費に係る税額控除」は廃止し、「試験研究費の総額に係る税額控除」に一本化する。</p> <p>ただし、2006年4月1日から2008年3月31日までに開始する事業年度においては、試験研究費の増加部分について控除割合を5%上乘せする。</p>
情報基盤強化税制の創設		2006年4月1日から2008年3月31日まで間に、情報基盤強化設備等を取得又は製作し、事業の用に供した場合には、その設備等の基準取得価額の10%相当額の税額控除と、50%相当額の特別償却の選択適用を認める。

同族会社の範囲等の見直し		
(1)同族会社の判定方法	3 グループ以下の同族関係者 1 により、判定対象会社の発行済株式総数(自己株式を除く)の 50%超を保有する場合には、その判定対象会社は同族会社に該当する。	同族関係者 1 グループにより、判定対象会社の発行済株式総数(自己株式を除く)の 50%超を保有する場合には、その判定対象会社は同族会社に該当する。
(2)留保金課税における留保控除額	留保金課税において留保金から控除する「留保控除額」は、次のいずれか大きい額とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該事業年度の所得金額の 35%</li> <li>・ 1,500 万円</li> <li>・ 期末資本金等の 25% - 期末利益積立金額</li> </ul>	留保金課税において留保金から控除する「留保控除額」は、次のいずれか大きい額とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該事業年度の所得金額の 40% (資本金 1 億円以下の同族会社の場合は 50%)</li> <li>・ 2,000 万円</li> <li>・ 期末資本金等の 25% - 期末利益積立金額</li> <li>・ 前事業年度末の自己資本比率 2 が 30% に満たない場合のその 30% に満たない部分の金額</li> </ul>
法人税率	法人税法上の法人税率は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普通法人 34.5%</li> <li>・ 普通法人(資本金 1 億円以下)及び人格のない社団等の所得 800 万円以下の部分、公益法人等、協同組合等 25%</li> </ul> 「経済社会の変化等に対応して早急に構すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」により、法人税率を以下の通り引下げ。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普通法人 30%</li> <li>・ 普通法人(資本金 1 億円以下)及び人格のない社団等の所得 800 万円以下の部分、公益法人等、協同組合等 22%</li> </ul>	「経済社会の変化等に対応して早急に構すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」は廃止。 法人税法上の法人税率を以下の通りとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普通法人 30%</li> <li>・ 普通法人(資本金 1 億円以下)及び人格のない社団等の所得 800 万円以下の部分、公益法人等、協同組合等 22%</li> </ul>

1 対象会社の株主等及び当該株主等と特殊の関係のある個人及び法人を指す。

2 総資産額に対する自己資本の額の割合。

## 【個人関連の主要改正項目】

	改正前	改正法案																								
税率の見直し																										
所得税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税所得</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>330 万円以下</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>330 万円超 900 万円以下</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>900 万円超 1,800 万円以下</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>1,800 万円超</td> <td>37%</td> </tr> </tbody> </table>	課税所得	税率	330 万円以下	10%	330 万円超 900 万円以下	20%	900 万円超 1,800 万円以下	30%	1,800 万円超	37%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税所得</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>195 万円以下</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>195 万円超 330 万円以下</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>330 万円超 695 万円以下</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>695 万円超 900 万円以下</td> <td>23%</td> </tr> <tr> <td>900 万円超 1,800 万円以下</td> <td>33%</td> </tr> <tr> <td>1,800 万円超</td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table>	課税所得	税率	195 万円以下	5%	195 万円超 330 万円以下	10%	330 万円超 695 万円以下	20%	695 万円超 900 万円以下	23%	900 万円超 1,800 万円以下	33%	1,800 万円超	40%
課税所得	税率																									
330 万円以下	10%																									
330 万円超 900 万円以下	20%																									
900 万円超 1,800 万円以下	30%																									
1,800 万円超	37%																									
課税所得	税率																									
195 万円以下	5%																									
195 万円超 330 万円以下	10%																									
330 万円超 695 万円以下	20%																									
695 万円超 900 万円以下	23%																									
900 万円超 1,800 万円以下	33%																									
1,800 万円超	40%																									
個人住民税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税所得</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200 万円以下</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>200 万円超 700 万円以下</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>700 万円超</td> <td>13%</td> </tr> </tbody> </table>	課税所得	税率	200 万円以下	5%	200 万円超 700 万円以下	10%	700 万円超	13%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>全所得</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table>	全所得	税率		10%												
課税所得	税率																									
200 万円以下	5%																									
200 万円超 700 万円以下	10%																									
700 万円超	13%																									
全所得	税率																									
	10%																									
定率減税																										
所得税	定率控除前の所得税額から、定率控除前の所得税額の 10%(上限 12.5 万円)を控除する。	廃止																								
住民税	定率控除前の所得割額から、定率控除前の所得割額の 7.5%(上限 2 万円)を控除する。	廃止																								
地震保険料控除																										
所得税	<p>損害保険料等を支払った場合には、「損害保険料控除」として、長期保険料控除(最高 1.5 万円)、短期保険料控除(最高 0.3 万円)の所得控除を認める。</p> <p>長期保険料及び短期保険料の両方がある場合の控除額は、最高で 1.5 万円。</p>	<p>地震又は噴火等を直接又は間接の原因とする一定の資産に対する損失を填補する損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料等を支払った場合には、「地震保険料控除」として、最高 5 万円の所得控除を認める。</p> <p>2006 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等については、2007 年以降、最高 1.5 万円の所得控除を認める(地震保険料に係る控除と合わせて最高 5 万円)。</p>																								
住民税	<p>損害保険料等を支払った場合には、「損害保険料控除」として、長期保険料控除(最高 1 万円)、短期保険料控除(最高 0.2 万円)の所得控除を認める。</p> <p>長期保険料及び短期保険料の両方がある場合の控除額は、最高で 1 万円。</p>	<p>地震又は噴火等を直接又は間接の原因とする一定の資産に対する損失を填補する損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料等を支払った場合には、「地震保険料控除」として、最高 2.5 万円の所得控除を認める。</p> <p>2006 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等については、2007 年以降、最高 1 万円の所得控除を認める(地震保険料に係る控除と合わせて最高 2.5 万円)。</p>																								

会社法の制定に伴う見直し		
(1)取得請求権付株式等の権利行使時の取扱い		<p>以下の取得請求権付株式等については、権利行使等一定の事由により、取得請求権付株式等に替えて発行人の株式のみ(又は株式及び新株予約権のみ)が交付される場合には、取得請求権付株式等の譲渡はなかったものとする。<sup>3</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取得請求権付株式</li> <li>・取得条項付株式</li> <li>・全部取得条項付株式</li> <li>・新株予約権付社債の社債</li> <li>・取得条項付新株予約権</li> </ul>
(2)株式無償割当てに関する調書等		<p>特定の決議により株式無償割当てが行われた場合、又は無償割当てによる新株予約権の行使が行われた場合には、株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行った会社は、株式無償割当てに関する調書又は新株予約権の行使に関する調書を提出しなければならない。</p>
(3)申告分離課税の対象となる「株式等」の範囲	<p>申告分離課税の対象となる「株式等」は、次のものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式、新株の引受権、新株予約権</li> <li>・出資の持分</li> <li>・新株予約権付社債</li> <li>・一定の優先出資</li> <li>・株式投資信託</li> </ul>	<p>申告分離課税の対象となる「株式等」の範囲に、次の権利等を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式の割当てを受ける権利</li> <li>・新株予約権の割当てを受ける権利</li> </ul>
相続時精算課税制度に係る住宅取得等資金の特例	<p>2005年12月31日までの間に住宅取得等資金の贈与を受け、その住宅取得等資金を用いて翌年3月15日までに自己の居住用住宅の取得等を行うなど一定の条件を充たす場合には、相続時精算課税の特別控除(2,500万円)に加え、1,000万円の住宅取得資金特別控除の適用を受けることができる。</p>	<p>左記1,000万円の住宅取得資金特別控除に係る特例の適用期間を2年延長する。</p>
暦年課税に係る住宅取得資金等の特例	<p>2005年12月31日までの間に贈与を受けた住宅取得資金のうち1,500万円までの部分については、5分5乗方式により贈与税額を計算することができる(贈与額550万円までは非課税)。</p>	<p>左記の住宅取得資金に係る5分5乗方式の特例は、適用期限をもって廃止。</p>

3 取得請求権付株式等の保有者が法人である場合についても、「法人税法の一部を改正する法律」において、同様の規定が設けられている。